

事 務 連 絡

令和2年 4月 3日

一部改正 令和2年 8月 21日

一部改正 令和2年 11月 19日

一部改正 令和3年 2月 15日

一部改正 令和3年 4月 15日

管内各運輸支局長 殿

中部運輸局自動車交通部長
(公印省略)

新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について

今般の新型コロナウイルスによる需要の急減に伴う事業への深刻な影響により、非稼働となる車両の不必要な維持コストを抑制するとともに、需要が回復した際に迅速に輸送供給力を回復できるような柔軟な運用が求められている。

また、「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について」(令和2年3月31日付け事務連絡)の発出に伴い、一般乗用旅客自動車運送事業については、事業計画の変更を要しない休車の特例措置(以下、「臨時休車」という。)を下記のとおり講じることとしたので、遺漏なきよう取り扱うとともに関係団体等へ周知されたい。

記

1. 対象となる事業

一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー及び福祉輸送事業限定を除く。)

2. 対象となる事業用自動車

当該事業者の営業所を管轄する運輸支局へ届け出ている事業用自動車

3. 必要な手続き

臨時休車を実施する営業所の所在地を管轄する運輸支局に休車リスト(以下、リスト)を実施しようとする日の7日前までに提出することとする。また、これを変更しようとするときも同様とする。

4. 適用方法等

(1) 臨時休車は次のいずれかによることとし、リストに実施措置を記載すること。

①道路運送車両法に規定する一時抹消登録等を行うこと。

- ②自動車車検証の有効期間が満了した状態で保有すること。
- (2) リストの提出により、道路運送法第5条第1項3号に定める事業計画（営業所ごとに配置する事業用自動車の数）に変更は生じない。また、運行管理者及び整備管理者については、引き続き事業計画に定める車両数に応じて必要となる人数を確保すること。
 - (3) (1) のリスト掲載車両については、道路運送車両法に規定する他者への譲渡、他者への使用は認めず、提出事業者は、認可車庫にて引き続き車両管理を行うこと。
 - (4) (1) ②のリスト掲載車両については、運輸規則第19条の2に規定する「事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償する措置」について、特例としてその措置を必ずしも求めるものではない。
 - (5) 当該営業所の車両全てをリストに掲載し、提出することは認めない。この場合にあっては、道路運送法に基づく手続き（営業所廃止・減車・事業休廃止等）を行うこと。
 - (6) リスト提出後、臨時休車車両の追加又は削除が生じる時は、全ての臨時休車車両を記載した新たなリストを提出すること。

5. 臨時休車終了時の取扱い

- (1) 臨時休車終了時には、車検切れ、自賠責保険未加入、任意保険未加入とならないよう措置し、車両を通常使用すること。また、運輸規則第35条に基づき、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任すること。
- (2) 全ての臨時休車を終了した時には、上記(1)の措置を実施し、その完了後リストを提出すること。
- (3) 4.(1)により一時抹消登録等を実施した事業者は、適用期間終了後3ヶ月以内に登録を行わない場合には、道路運送法第15条第3項に規定する減車がなされたものとみなす。

6. 適用期間

令和3年9月30日までとする。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ必要に応じ、随時取扱いの見直しを行うものとする。この場合、臨時休車を継続する車両について、リストの再提出は不要とする。

7. その他

臨時休車車両は、輸送実績における実在車両数から除くものとする。